

A decorative graphic consisting of five vertical bars of varying shades of blue, positioned on the left side of the page. The bars are of equal height and width, with the central bar being a darker shade of blue.

第 1 章 計画策定の考え方 ▶

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成11年(1999年)に公布された男女共同参画社会基本法において、「男女共同参画社会の実現」が21世紀の最重要課題と位置づけられ、男女共同参画社会の形成に関する取り組みが進められてきました。

本市は、平成17年(2005年)10月に合併しましたが、合併前の1市4町において、それぞれ「きらめき21山口市男女共同参画プラン」(平成11年(1999年)3月策定)、「第2次おごおり男女共同参画プラン」(平成16年(2004年)3月策定)、「秋穂町男女共同参画プラン」(平成15年(2003年)3月策定)、「阿知須町男女共同参画プラン」(平成13年(2001年)3月策定)、「とくち男女共同参画社会推進計画」(平成14年(2002年)3月策定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、男性と女性の役割をそれぞれ固定化する意識は依然として存在しており、男性も女性もその個性と能力を十分に発揮しにくい状況にあります。

よって、本市では、市民が自らの自由な意思で、性別にとらわれることなく、地域社会の一員として尊重され、かつ、男性と女性が社会の対等な構成員として、ともに喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、男女の人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現のために本市がめざすべき方向を明らかにし、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

本計画は、国際的な動きや国、県の計画との整合性を図り、本市の総合計画(平成19年(2007年)10月策定)の部門計画とします。

3 計画の期間と計画の見直し

本計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。ただし、行動計画(第4章 計画の内容)は、5年ごとに策定し、前期行動計画期間を平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

① 少子高齢化の進行

我が国では、現在、死亡者数が出生者数を上回るという人口減少社会に突入しています。平成17年(2005年)の合計特殊出生率*は1.25(平成14年(2002年)1.32)、高齢化率*は21.0%(平成12年(2000年)17.3%)となり、少子高齢化がさらに進んでいます。

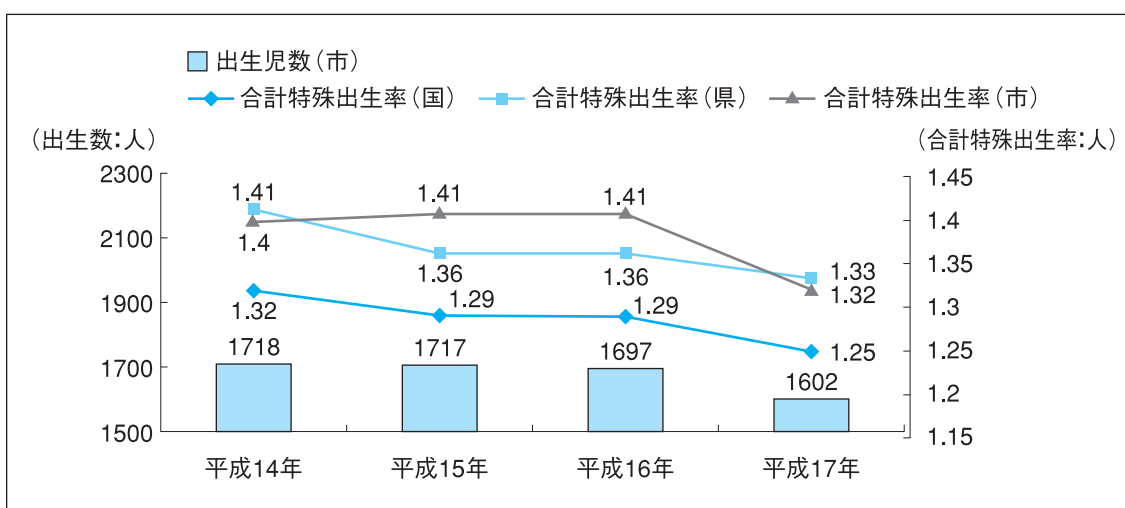
本市においては、平成17年(2005年)の合計特殊出生率は1.32(平成14年(2002年)1.40)、高齢化率は21.0%(平成12年(2000年)14.4%)となっており、全国的な傾向と同様、少子高齢化が進んでいます。

少子化と高齢化の進行は、地域社会の活力の低下、経済成長の鈍化など経済社会全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした社会を支えていくためには、様々な能力や個性を有効に活用する必要があり、また、多様性を享受できる社会環境の整備を進める必要があります。

同時に、安心して子どもを産み育てることのできる環境や、ひとり暮らしや介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるしくみづくりが求められています。

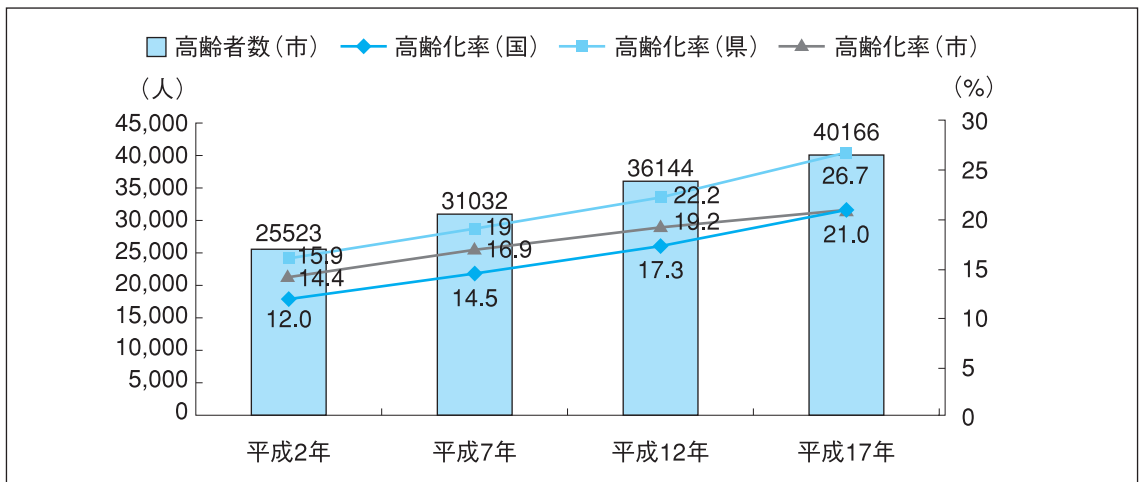
■ 合計特殊出生率の推移



〈人口動態統計〉

用語解説 *合計特殊出生率 P115、*高齢化率 P115

■ 高齢化率の推移



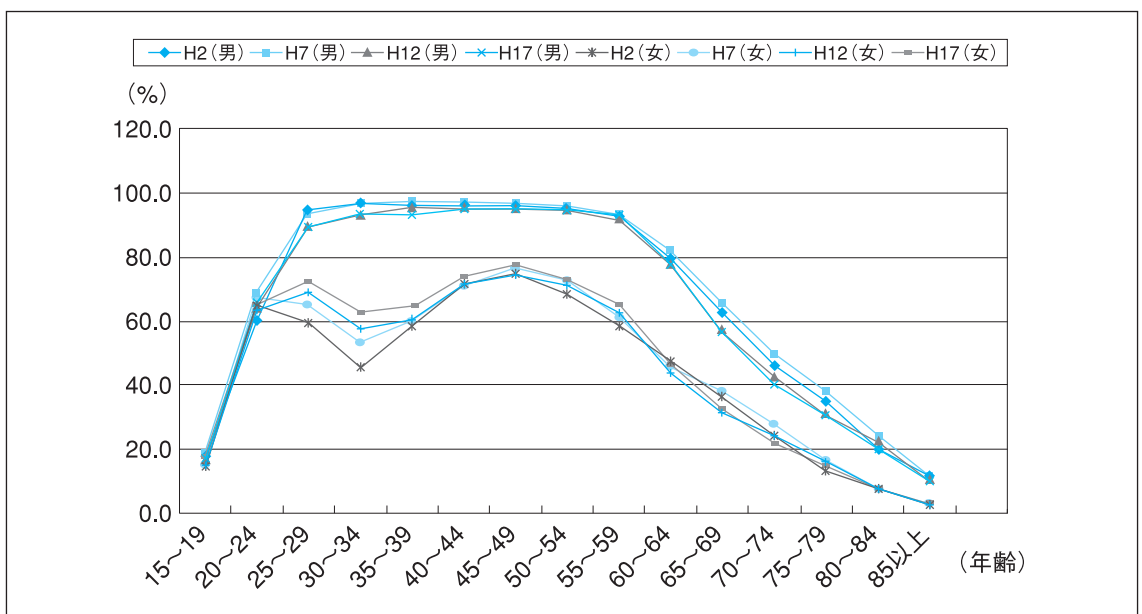
〈国勢調査〉

② 雇用情勢の変化

女性の労働力率は相変わらず出産・子育て期に低下するM字型カーブを描いています。近年M字の底が上がってきていますが、それは晩婚化によって未婚の就業女性が増加しているためであり、結婚・出産した女性が継続就業あるいは再就業できる環境が整ってきたとはいえません。

また、若年層を中心に男女ともにパート、アルバイトなどの非正規雇用が増加しており、更には一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差が拡大している状況にあります。これらが、結婚や出産、子育てが困難な状況をもたらしている要因の一つとも見られています。

■ 男女年齢別労働力率の推移



注) H2～12は旧山口市の数値

〈国勢調査〉

用語解説 *労働力率 P120

(2) 世界の動き

国連総会は、女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うため、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」に定め、同年にメキシコシティで開催された「第1回国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」を採択しました。これに続く昭和51年(1976年)からの10年を「国連婦人の10年」と宣言し、「平等・開発・平和」を目標とした女性の地位向上のための様々な取り組みが各国において行われました。

昭和54年(1979年)には、法律のみならず事実上の私生活における差別の撤廃など権利を広範に保障する「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)*」が採択されました。

昭和60年(1985年)の「第3回世界女性会議(ナイロビ)」では、「国連婦人の10年」の成果を検討・評価するとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年(1995年)に北京において開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性の人権の強化や男女平等、女性の地位向上の重要性が強調されるとともに、今後各国が取り組むべき行動指針が確立されました。

平成12年(2000年)には国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」の目標達成への決意を表明する宣言が採択されました。

平成17年(2005年)に同じくニューヨークで開催された「北京+10」では、「北京行動綱領*」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況について評価及び見直しが行われ、ジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*の推進が持続可能な開発のために不可欠であることなど、今後に向けた視点が新たに盛り込まれることとなりました。

(3) 国の動き

我が国では、このような世界の動きに合わせて、国際婦人年の昭和50年(1975年)に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置され、昭和52年(1977年)には、今後10年間の我が国の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。

用語解説 *女子差別撤廃条約 P116、*北京行動綱領 P118、*ジェンダー平等 P115、*エンパワーメント P114

昭和60年(1985年)には「男女雇用機会均等法*」の公布など法制面の整備が進められ、「女子差別撤廃条約*」の批准に至っています。

昭和62年(1987年)には、男女がともに社会の発展に貢献することのできる男女共同参加型社会の形成をめざす「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。平成3年(1991年)にはこれの第一次改定が行われ、21世紀の社会はあらゆる分野で男女が平等に共同して参加することが不可欠であるという基本認識のもとに、「共同参加」を「共同参画」に改めました。

平成7年(1995年)には「育児・介護休業法*」が、また、平成11年(1999年)には男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法*」が制定されました。その基本法を受け、平成12年(2000年)12月に「男女共同参画基本計画」が定められるとともに、平成13年(2001年)には内閣府に「男女共同参画局」が設置され、推進体制の一層の強化が図られました。

また、平成12年(2000年)には「ストーカー規制法」、翌平成13年(2001年)には「配偶者暴力防止法」、平成15年(2003年)には、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成17年(2005年)には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、12の重点目標が掲げられるとともに、科学技術や防災などが新たな取り組みの分野として追加されました。

(4) 県の動き

山口県では、昭和24年(1949年)に全国に先駆け、「山口県女性問題対策審議会」が設置されました。

「国内行動計画」を受け、昭和54年(1979年)に「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」が策定されると、昭和57年(1982年)には「婦人対策室」を、更に翌昭和58年(1983年)には「婦人青少年課」が設置され、女性行政の総合的推進体制が整備されました。

平成5年(1993年)には「やまぐち女性プラン」が策定されるとともに、民間活動を支援する拠点として「やまぐち女性財団」が設立され、男女共同参画社会の実現をめざす官民一体となった取り組みの推進体制が整備されました。

「男女共同参画社会基本法」の制定を機に条例制定の機運が高まり、平成12年(2000年)、「山口県男女共同参画推進条例」が都道府県レベルでは全国で3番目に制定されました。

平成13年(2001年)、男女共同参画推進の専管組織として「男女共同参画課」が設置され、あわせて翌平成14年(2002年)、「山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。同年4月には、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を進める環境整備を図るため、山口県男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)*が整備されました。

さらに、平成19年(2007年)には、国における関連法令等の制定・改正や第2次男女共同参画基本計画策定などの動きに対応するため、「山口県男女共同参画基本計画」の改定が行われました。

(5)市の動き

国連の「国際婦人年」を契機として、昭和56年(1981年)以降、1市4町それぞれにおいて「婦人(女性)問題懇話会」(旧小郡町は「女性問題対策審議会」)が設置され、女性問題の解決に向けての取り組みが始まりました。

一方、4町では、昭和51年(1976年)以降、女性団体相互の連携を図り、女性の福祉と地位の向上を目的とした活動を行う「婦人(女性)団体連絡協議会」が設立されました。

これらの女性を中心とした活動により男女共同参画社会の実現に向けた機運が高まり、平成2年(1990年)から平成15年(2003年)にかけて、1市4町それぞれに、男女共同参画推進のための計画が策定されました。

平成15年(2003年)には、旧山口市において、企業や団体、個人の会員からなる「山口市男女共同参画ネットワーク『きらめき21』」が設立され、男女共同参画社会の実現に向けての市民の輪づくりと、市民と行政の協働による活動推進体制が整備されました。

用語解説 *山口県男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター) P119